

新潟市告示第 415 号

自転車撤去・保管手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、自転車撤去・保管手数料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益社団法人新潟市シルバー人材センター
所在地 新潟市中央区上所 1 丁目 11 番 4 号
- 2 徴収事務を行わせる歳入
自転車撤去・保管手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで